

お客様各位

指定紛争解決機関に関するお知らせ

当社は、貸金業法第12条の2の2に基づき、貸金業務に係る指定紛争解決機関「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」との間に、手続実施基本契約を締結いたしました。

[貸金業務に係る指定紛争解決機関]

名称 : 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
住所 : 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル
電話 : 03-5739-3861

「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」は、貸金業のご利用に関する様々なご相談・苦情をお受けするための、金融庁の指定を受けた機関です。

詳細につきましては日本貸金業協会ホームページでご確認ください。

日本貸金業協会ホームページ <http://www.j-fsa.or.jp/>

なお、当社でも従来どおり、お客様のご利用やご返済その他各種のご相談をお受けしております。
